

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際外傷機能再建センター	
要望事項 (事項名)	患者の入国ビザ発行の規制緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	0023040	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	外務省 法務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	国際外傷機能再建センターで治療を受けようとする患者には、観光ビザでは期間が不十分であるので、治療に必要な期間滞在できる医療ビザを発行する。
具体的事業の実施内容・提案理由	外貨獲得のため、外傷後後遺障害の機能再建のための患者を、アジアを中心に国外からも受け入れる。

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際外傷機能再建センター	
要望事項 (事項名)	医師免許・看護師免許の規制緩和 医師・看護師に対する入国ビザ発行の規制緩和		都道府県	東京都
提案主体名	個人		提案事項管理番号	0023050

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	国際外傷機能再建センターでは、日本の免許を持たない外国の医師や看護師でも一定の技術レベルが認められれば日本国内で診療が行えるよう規制緩和する。それらの医師・看護師に就労ビザを発行する。
具体的事業の実施内容・提案理由	海外からの患者が言語の不自由なく安心して医療を受けられるよう、アジアを中心に国外から医師・看護師を受け入れる。

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	低炭素社会推進「最寄国機関への所轄区域見直し」	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	0032010	
提案主体名	吉富町			

制度の所管・関係府省庁	法務省 財務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>国機関の管轄区域について、一定要件を満たしている場合には、所轄区域を見直し、最寄の国機関の利用を可能とする。 (吉富町では、隣県大分県中津市に所在する法務局支局、簡易・家庭裁判所、税務署)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国機関について、現在定められている所轄機関より近接する国機関がある場合、管轄区域の見直しにより、生活利便向上と交通の低炭素化の推進が図られる。</p> <p>具体的には、国機関の管轄は県域や行政区割で定められており、必ずしも最寄とはなっていない。最寄の機関を所轄機関とすることで、国民が国のサービスを効率良く享受でき、また交通に係る省エネルギー化が図られる。</p> <p>提案理由</p> <p>福岡県吉富町は大分県境に位置しており、管轄する福岡県行橋市の各種国機関までは約28kmの距離がある。一方、隣県大分県中津市に所在する国機関(大分県北部地域管轄)へは2.5km以内と近接している。管轄外でも可能な手続きは現在、法務局支局でオンライン化により発行可能な不動産の謄抄本証明書の交付や簡易・家庭裁判所での調停(相手方の了承の得られたもの)に限られ、その他、法務局支局での不動産登記、税務署での国税申告、簡易・家庭裁判所での訴訟、家庭裁判所での戸籍の氏の変更許可などは相談に留まり、手続きは行橋市に所在する管轄機関に行かなければならない。</p> <p>所轄区域の見直しにより、身近な国機関で効果的・効率的なサービスが享受された場合、距離は最大1/11に、時間は最大1/8未満になり交通の省エネルギー化、低炭素化が推進される。また自転車や徒歩での利用も可能となり、高齢者をはじめとする交通弱者への配慮となるとともに、国機関が身近なものとなり、生活利便が向上する。</p> <p>代替措置</p> <p>所轄の見直しについては、市町村単位で距離や同一生活圈などの一定要件を満たす場合とする。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	千葉・アミューズメントプロジェクト
要望事項 (事項名)	カジノゲーム場の開設	都道府県	千葉県
		提案事項管理番号	0039010
提案主体名	千葉アミューズメント誘致プロジェクトチーム		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
	法務省
	国土交通省

求める措置の具体的内容	<p>日本では公営ギャンブル(競馬・競艇・競輪・オートレース)以外の「賭博」行為は、非合法として刑法により禁止されています。そこで、国策としてカジノ法案の成立を望みます。その理由として 観光における国際競争に参画及び勝ち抜くこと、経済的メリットを活かし、社会に還元することを目的とします。カジノは国家の規制監視と管理下に置くことを前提に合法化する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国の許認可のもと、千葉県、千葉市が施行者となりカジノ管理組合を設立し、民間の投資及び運営会社を公募します。具体的には、現行の公営ギャンブルと違い、地方公共団体は財政出動ではなく、制度創出により、民間の資金、ノウハウを活用します。千葉市を中心に再開発を図り、既存施設との融和や連携を取ります。また、カジノ政策を立案し、観光振興、雇用、消費などの多様な経済的側面の活性化を図ります。</p> <p>提案理由</p> <p>日本におけるカジノ法案の成立を前提に、千葉県千葉市の現状を鑑み、カジノをひとつのコンテンツとした複合型施設の開発と捉えています。千葉市は、県都の役割を果たすとともに首都機能の一翼を担う都市であり、国際情報都市として日々発展を続けています。また、成田空港、羽田空港とのアクセスも容易であり、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境にも恵まれ、今後の開発を見据えた広大な土地を有しており、この活用法として、カジノ場を誘致いたします。総じて、千葉市におけるカジノ構想は、観光客、ミーティング、コンベンション、展示会、大会など様々な目的で訪れる人々を受け入れ、千葉市、千葉県、そして、日本の発展に有意義になり、外国人観光客の増加、地域雇用の創出を可能とするとともに、収益を有効活用することで、訪れる人々、そこで暮らす人々の安心安全を確保した都市開発ができます。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(在留期間)	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0041050	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>特定の研究業務に従事する外国人について、一般的な在留期間は 5 年が上限であるが、更なる上限期間の上積み、あるいは上限期間の撤廃を求め、優秀な外国人研究者の確保を図りたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>優秀な外国人研究者の活躍を拡大し、日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものである。その実現に向けた取組みとして、在留期間の上限を 5 年からさらに上限期間の上積みを図り、あるいは上限期間の撤廃を求め、制度的障壁の低減化・規制緩和を実施することが必要である。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(入国・在留申請手続き)	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0041060	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請等の入国・在留に係る申請について、審査を担当する地方入国管理局において特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する措置を講じるように求めたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>優秀な外国人研究者の活躍を拡大し、日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものである。そこで、特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人及びその家族について、入国・在留諸申請(在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請)を受け付ける窓口を設け、他の案件と区別して迅速に処理する措置を講じること等が必要である。</p> <p>この点、外国人研究者受入れ促進事業に関する 501 ～ 503 を促進するための従属的事業として、504 の外国人研究者の受入れの際の優先処理が特例措置として実施されていた。</p> <p>しかし、外国人研究者受入れ促進事業 501 ～ 503 が、全国展開されたことにより、特例措置 504 の効力が失われ、特例措置はなくなった。</p> <p>そこで、今般、本市特区提案である外国人研究者の受入れ促進事業を推進するために、先に実施されていた504に類する提案を行うものである。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(再入国許可)	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0041070	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>特定の研究業務に従事する外国人については在留期間が最大5年に延長されていることから、再入国許可の有効期間についても同様に上限を5年にするよう、伸長を求めたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>優秀な外国人研究者の活躍・日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものであり、その実現に向けた取組みとして、再入国許可申請の有効期間の上限を3年からさらに上積みを図り、上限期間を5年とする制度的障壁の低減化・規制緩和を実施し、入国・上陸手続きの簡略化を図ることが必要である。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(永住許可)	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0041080	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>外国人研究者が、特定分野において我が国への貢献があると認められた場合、在留実績が5年以上とされているが、さらに在留実績期間の短縮により永住を許可するものとしたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>優秀な外国人研究者の活躍・日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものであり、その実現に向けた取組みとして、特定分野において我が国への貢献があると認められた場合、通常は10年以上の在留実績が必要なところ構造改革特区制度により5年以上とされたが(構造改革特区 505)、さらなる在留実績期間の短縮により永住を許可するものとする等、制度的障壁の低減化・規制緩和を実施することが必要である。</p> <p>この点、外国人研究者受入れ促進事業 501 ～ 503 を促進するための従属的事業として、505 の外国人研究者の受入れの際の永住許可弾力化が特例措置として実施されていた。</p> <p>しかし、外国人研究者受入れ促進事業 501 ～ 503 が、全国展開されたことにより、特例措置 505 の効力が失われ、特例措置はなくなった。</p> <p>そこで、今般、本市特区提案である外国人研究者の受入促進事業を推進するために、先に実施されていた505に類する提案を行うものである。</p>



## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区	
要望事項 (事項名)	外国人留学生等の就業後の事業活動への在留資格の付与	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0041090	
提案主体名	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>外国人留学生等が学業終業後の就職活動において、「留学」から「短期滞在」への在留資格変更にならった支援を求めたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>外国人留学生等が、在学時の研究等の場所を所属大学に固定することなく、国内の関係企業等との連携研究を可能とする観点から、学業終業後の就職活動においても、日本での研究及び定着化を図り、また、学生との優れた人材を求める企業との間で、両者の事業活動が柔軟かつ円滑に進められるような環境を整えるため、留学生等の就職後の事業活動への在留資格の付与に関しては、「留学」から「短期滞在」への在留資格変更にならった支援を実施することが必要である。</p> <p>この点、学生が継続就職活動を行おうとする場合、立証資料として、在留中の一切の経費の支弁能力を称する文書等や大学の卒業証書又は卒業証明書、在学していた大学による継続就職活動についての推薦状、継続就職活動を行っていることを明らかにする資料等、さまざまな資料等を準備しなければならない。そのような一連の手続きに関して、学生側の負担軽減の観点から廃止又は簡略化を提案する。</p> <p>また、その間の『資格外活動許可(1週間 28 時間内)』においても、就職活動中の経済的基盤の確保のため、その制限枠の撤廃を求めたい。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	成長戦略拠点特区
要望事項 (事項名)	外国人技能者・研修生の受入れ促進	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	0041100
提案主体名	大阪市		

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>いわゆる技能者や研修生の受入れには在留資格獲得の条件が厳しく、これら技能者や研修生の積極活用をはかりたいとする現場企業ニーズと合致していない実情があるため、在留資格獲得の条件を緩和したい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>大阪・ひいては関西の持続的成長を促していく活力あふれる大阪をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現下、高度な学歴やスキルを有するいわゆる外国人技術者に対する在留の門戸は一定レベル開かれているが、いわゆる技能者や研修生の受入れには在留資格獲得の条件が厳しい状況にある。これら技能者や研修生の積極活用をはかりたいとする現場企業ニーズと合致していない実情に対して、在留資格獲得の条件の規制緩和が必要である。</p> <p>この点、現行の外国人研修生や技術者の受入れは、外国人の母国経済社会の発展に寄与する広い意味での国際貢献・協力を目的とした制度の下で事業が推進されている。</p> <p>一例を挙げれば、「母国での修得が困難な技術・技能等を修得するために、日本で研修をうける必要のある者」が、研修生の要件の一つとなっていて、この要件を廃止することにより、技能者や研修生の積極活用をはかりたいとする現場企業ニーズに応えることができると考える。さらには、日本企業と外国企業との相互協力を通して、より一層の国際貢献と日本企業の技術力向上につなげることができる。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	
要望事項 (事項名)	在留資格「投資・経営」の要件(2人以上の従業員、500万円以上の投資)の緩和	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043090	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	入国管理法の「投資・経営」の在留資格認定要件(2人以上の従業員あるいは500万円以上の投資)の緩和を求める
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 諸外国の企業が日本への進出(日本法人の設立)を目指そうとした場合や外国人が日本で起業する場合、「投資・経営」の在留資格を取得する必要があるが、就業査証申請の段階で「在留資格認定証明書」(2人以上の常勤従業員あるいは500万円以上の投資)の提示が要件となっている。</p> <p>②問題点 海外の多様な企業を誘致することは、当該企業の将来性のみならず、国内企業との競争・連携を促す観点からも、望ましいものとする。しかし、多くのアジア諸国と日本の貨幣価値には大きな差があり、アジアの新興ベンチャー等小規模な企業にとって、ビジネスとして成功するかどうか不確実な中で、日本円で500万円という投資は大きな負担となる。また、500万円未満の投資の場合には、常勤で2名分の人件費を確保する必要があることから、日本への進出(会社設立)を断念している企業が存在すると思われる。</p> <p>③解決策 在留資格「投資・経営」の要件の「最低でも500万円以上の投資」を引き下げるとともに、常勤雇用については、会社設立後一定期間に限って常勤雇用を1名とすることにより、日本での会社設立時の経費負担を軽減させる。</p> <p>④効果 アジアを中心とした多様なベンチャー企業等の立地が促進されることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際コンベンション都市の創出	
要望事項 (事項名)	総合コンベンション法制の整備(刑法185条等の適用除外、収益金の地域還元の仕組み等)		都道府県	大阪府
提案主体名	大阪府		提案事項管理番号	0043310

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	指定区域内における刑法 185 条の適用除外等を規定する特別立法を制定
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 コンベンションをはじめ、ショッピング、カジノなどエンターテインメント施設等を総合的に整備し、国際集客を図るための税制や規制緩和を図る総合的な特例制度がない。また、カジノは、刑法の「賭博及び富くじに関する罪」に該当し、禁止されている。</p> <p>②問題点 カジノの実現には、刑法上の違法性を阻却するための特別法の制定に関して法務省と協議する必要があるが、所管省庁が決定されていない。これは、国民の間にカジノへの理解が進んでいないことが要因の一つである。</p> <p>③解決策 青少年や地域住民への影響が小さいなど一定条件を有する区域を指定。指定区域内における刑法 185 条の適用除外、収益金の地域還元方策等を規定する特別法を制定。</p> <p>④効果 特区設置による経済効果、収益の地域還元方策、治安や青少年への影響等を幅広く検証でき、その結果を本格的な都市型統合リゾートの創出に活用できる。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際コンベンション都市の創出	
要望事項 (事項名)	国際コンベンション運営・設営関係者の入国規制の緩和	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043340	
提案主体名	大阪府			
	大阪市			

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	Sibos2012運営・設営の専属チームなどの関係者の入国規制緩和による MICE 誘致の促進を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 全世界の国際金融専門家などが集う SWIFT(国際銀行間取引通信協会)年次総会～Sibos(サイボス)が、2012 年にインテックス大阪で開催される。</p> <p>②問題点 その準備は SWIFT 本部と各参加企業の専属チームが行い、日本国内で報酬を得るものではないが、その日本在留資格を保証する法規定がなく、入国の際の規制が大きな懸念となっている。</p> <p>③解決策 入国管理法第二条の二別表に関係者の在留資格について、別表第一の三に規定する「本邦に短期滞在して行う」事項に「国際コンベンション運営・設営関係業務」を追加するなど、国際コンベンションの運営・設営関係者が確実に入国できるよう、在留資格やビザの発給について必要な措置を求める。</p> <p>④効果 100 億円の経済波及効果といわれる Sibos など、海外からの専門集団による準備等が伴う大規模国際コンベンションの誘致促進に繋がる。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	外国人研究者、医師・看護師、介護福祉士、留学生 の在留期間の延長(研究・医療を10年、留学は5 年。)	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043390	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	在留資格「研究」「医療」「留学」の在留期間の上限を10年に延長(現行3年、改正入管法では5年を想定)
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 「研究」「医療」の在留資格は、在留期間が1年又は3年であり、「留学」については、1年、2年3か月等となっている。</p> <p>②問題点 外国人にとって、在留資格の取り直しが必要となり、負担となっている。また、在留期間が短く、安定した身分が担保されないことは、優秀な人材が高度な研究を行い、日本の産業や学術に貢献する上で障害となっている。</p> <p>③対応策 在留期間の上限を10年に延長(「留学」については5年に延長)。</p> <p>④効果 優秀な人材が長く滞在できる環境を整えることで、大阪に高度人材の集積を図る。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	留学生の報酬を伴うインターンシップ活動等に参加 する場合における資格外活動許可要件の撤廃	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043400	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>大学が学業の一環と認定する活動(有償インターンシップや企業との協働研究活動等)に限り、「資格外活動の許可」の撤廃を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 留学生インターンシップ制度は、新卒人材の採用やグローバルな事業展開につながるなど、企業にもメリットがある。また、留学生に対するアンケートでは、約6割が卒業後も「日本で勉強・就職したい」と希望している。</p> <p>②問題点 留学生が有償インターンシップ等に参加するには、「資格外活動の許可」を得た上で、週28時間までという制限があり、日本人学生と比べ参加しにくい状況にあり、留学生と企業との共同研究などを通じた交流促進の障害となっている。とりわけ、1ヶ月を超える長期のインターンシップに参加する場合には、別途アルバイトにより収入を得る時間がないことから、参加を断念せざるを得ないケースがあるものと思われる。</p> <p>③解決策 第13次提案において、報酬(当該活動の対価として与えられる反対給付)を受けないのであれば、「資格外活動の許可」は要しないと回答をいただいているが、大学が学業の一環と認定する長期の有償インターンシップ等への参加については、一定の報酬を得る場合でも、「資格外活動の許可」を免除とされたい。</p> <p>④効果 府内企業の人材確保の幅を広げ、就職希望留学生の定着が促進される。また、就職意欲の高い留学生と府内企業のマッチングが促進されることにより、アジアとの架け橋となる人材が確保され、企業のグローバル化に資することが期待できるとともに、大阪産業の国際化・地域活性化が図られる。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	留学生が地域活性化に資する分野(介護、語学教育分野等)の活動に参加する場合における資格外活動許可申請の撤廃	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043410	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	留学生の報酬を伴う資格外活動について、地域活性化に資する分野(介護、語学教育分野等)に限り、許可制度を撤廃する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 留学生の資格外活動については、報酬を受ける場合、資格外活動の許可が必要。活動時間の上限は、1週につき28時間以内(長期休業期間は1日につき8時間以内)と制限されている。</p> <p>②問題点 留学生が地域活性化に資する分野(介護、語学教育分野等)の活動に参加する場合、許可の取得や従事時間制限が、留学生と地域社会との交流促進の障害となっている。</p> <p>③解決策 地域活性化に資する分野の活動に限り、一定の報酬を得る場合でも、「資格外活動の許可」を不要とされたい。</p> <p>④効果 本特例措置により留学生の受入を促進し、閑空や大学の集積等といったポテンシャルを活かし、大阪の国際化・地域活性化を図る。</p>



## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	「研究」「医療」「留学」「特定活動」の在留資格を有する外国人の再入国許可申請の免除	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043420	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	外国人が一時出国する際に必要な再入国許可申請を免除。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 現在、在留資格が「研究」「医療」「留学」「特定活動」のいずれにおいても、一時出国にあたり再入国許可が必要である。</p> <p>②問題点 当該手続きは、出張や一時帰国等で一時的に出国しようとする外国人の負担となっており、有能な外国人人材の大阪への集積を図る際の障害となっている。</p> <p>③解決策 上記の資格を持つ外国人について、1年以内の再入国許可申請を免除し、海外との行き来の障害を取り除き、研究環境を整える。</p> <p>④効果 大阪の産業、技術の強化を図ることができる。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人の活用と国内人材の育成・確保
要望事項 (事項名)	留学生の就職時の在留資格要件の撤廃	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	0043430
提案主体名	大阪府		

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
日本の大学を卒業した留学生については、外国人が国内企業に就職する場合の「人文知識・国際業務」「技術」「介護・看護」などの在留資格要件の撤廃を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①現状</p> <p>経済・文化ともにグローバル化する中、留学生を採用することは、グローバルな事業展開につながるなど、企業にもメリットがある。また、留学生に対するアンケートでは、約6割が卒業後も「日本で勉強・就職したい」と希望している。</p> <p>②問題点</p> <p>第13次提案において、留学生が大学で専攻した科目と就労先の従事業務との「一定の関連性」については既に柔軟な対応を行っているとの回答があったが、文系学部の留学生などは、専門性が認められない状況にあり、総合的な人材(総務、経理、営業等)確保を望む企業にとって障害となっている。</p> <p>③解決策</p> <p>日本の大学を卒業した留学生が大阪府内の企業に就職する際に求められる大学での習得内容と就職先の職務内容の関連性についての規制を撤廃し、文系・技術系の区別なく学部の卒業生が国内企業に就職できるよう求める。</p> <p>④効果</p> <p>府内企業の人材確保の幅を広げ、就職希望留学生の定着が促進される。また、就職意欲の高い留学生と府内企業のマッチングが促進されることにより、アジアとの架け橋となる人材が確保され、企業のグローバル化に資することが期待できる。また、関空や大学の集積等といった大阪のポテンシャルを活かし、留学生の受け入れを推進し、大阪の国際化・地域活性化を図る。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	就労に係る在留資格の拡充(「介護」資格の創設、 「技能」の資格要件の緩和)	都道府県	大阪府	
提案主体名		提案事項管理番号	0043450	

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市圏で不足する介護士等への就労促進のため、新たな在留資格「介護」を創設</li> <li>・ソフトウェア開発、美容師、調理師等への就労促進のため、在留資格「技能」の資格要件の緩和</li> </ul>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>①現状</p> <p>留学生が卒業して日本の企業に就職する場合、在留資格変更許可が必要であり、「就労」を目的とする在留資格は「人文知識・国際業務」「技術」など16種類である。在留資格変更基準として、従事しようとする業務に必要な知識に関わる科目を専攻し大学を卒業、またはこれと同等以上の教育を受けていること等の条件が求められる。</p> <p>②問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護士等については、就労可能な在留資格がないため、留学生の就職、留学生受入拡大の阻害要因となっている。</li> <li>・ソフトウェア開発、美容師、調理師等への就労促進については、就労可能な在留資格がない。</li> </ul> <p>③解決策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本での資格取得者を対象とした新たな在留資格「介護」を創設。</li> <li>・ソフトウェア開発、美容師、調理師等について、日本での資格取得者を対象として「技能」の資格要件の緩和。</li> </ul> <p>なお、在留期間の上限は10年とし、1年以内の再入国許可取得も不要とする。</p> <p>④効果</p> <p>関空や大学の集積等といった大阪のポテンシャルを活かし、本特例措置により留学生の受入を促進し、地域において人材不足が懸念されている分野等の活性化、大阪の国際化を推進する。</p>

## 05 法務省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	在留資格「特定活動」の資格要件の緩和、審査基準の明確化	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043460	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	在留資格「特定活動」の審査基準を明確化・公表し、受入機関等の要件を緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 H18 年より特区の全国展開により、高度専門的知識を要する特定分野に関する研究活動については、「特定活動」という在留資格で5年の在留期間が認められた。</p> <p>②問題点 「特定活動」の審査基準が明確でなく、対象となる研究分野についても公表されていない。</p> <p>③解決策 在留資格「特定活動」のうち、特定研究にかかるものについて、ガイドラインを設けるなど審査基準を明確化・公表するとともに、受入機関の研究分野、研究体制に関する要件を緩和する。</p> <p>④効果 大阪に高度人材の集積を図り、リーディング産業・技術の発展が図れる。</p>